情報通信機器産業における
下請適正取引等の推進のためのガイドライン

平成１９年６月

経済産業省

はじめに

平成19年2月15日、政府として「成長力底上げ戦略」構想をとりまとめ、翌日16日の経済財政諮問会議に報告し、了承された。「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする人材能力、就労機会、中小企業の3つの基盤の向上を図ることを目指しており、当該3本柱の一つ「中小企業底上げ戦略」の中において、下請適正取引等を推進することとしている。本ガイドラインは、その一環として、情報通信機器産業に関するガイドラインとして策定したものである。

本ガイドライン策定にあたっては、経済産業省において、電子部品等（電子部品・電子材料及び電子基板等）製造企業に対するアンケート調査（有効回答数65件）等を実施するとともに、情報通信機器業界関係者（14団体）の参加する「情報通信機器分野における下請取引適正化推進会議」（以下、推進会議）を開催し、3回の会合、さらに、4回の実務者会合において積極的な議論を行った。本ガイドラインは、その成果をとりまとめたものである。

特に、（社）電子情報技術産業協会においては、親事業者と下請事業者の取引におけるコンプライアンスはもとより、公正、公明、公平な取引を実現するために、「下請法遵守マニュアル」（平成17年5月第3訂版発行）の策定・普及促進を行ってきており、これらの活動で培った知見・ノウハウ等を推進会議の議論に積極的に盛り込んで頂いた。

本ガイドラインは、以下の2つの章から構成される。

第1章では、情報通信機器産業における親事業者と下請事業者との取引において、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）に抵触することがないよう留意すべき点について、取引例を提示し、下請法上問題か否かを解説した。本章については、（社）電子情報技術産業協会の「下請法遵守マニュアル」策定を通じて蓄積した知見を積極的に活用させて頂いた。また、電子部品等製造企業に対するアンケート調査及び他産業で実施し

たアンケート調査の結果寄せられた事例についても、下請法に抵触するおそれがある取引について、取引例として取り上げるように工夫した。

さらに、我が国の情報通信機器産業においては、未だ一部に留まるものの、親事業者と下請事業者が連携して、取引慣行を更に改善するとともに、"Win-Win"の関係を積極的に構築しようとする先進的な取組が存在する。これら取組は親事業者、下請事業者、双方の競争力強化につながることが期待される。第2章では、これら先進的な取組を取り上げ、他の情報通信機器産業企業にとっても参考となる「親事業者と下請事業者の一層望ましい取引に関するベストプラクティス」として示した。

本ガイドラインを遵守することで、情報通信機器産業における取引が適正化され、産業全体の収益が向上され、親事業者及び下請事業者双方において研究開発や設備投資が促進し、当産業の競争力の維持・向上につながることを期待する。

目次

第１章 下請法に抵触するおそれのある留意すべき取引例

下請法は、親事業者と下請事業者の取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする法律であり、一定の形態の取引は本法によって禁じられている。しかしながら、担当者が下請法の内容を熟知していない等の理由によって、結果として下請法上問題のある取引がなされることがある。

下請法の適用対象となる取引については、同法の観点から次のような点について留意する必要がある。

特に、様々な問題を避けるために、発注内容を書面の形にして明確化することや、取引条件の決定や変更に当たって、親事業者・下請事業者が誠実に協議し、双方納得して取引を進めることが下請法遵守の大前提である。

１．　下請法の適用範囲

１．１　取引内容による適用範囲

１．１．１　標準品〔1.カタログ、規格品〕

◆ 1 広く一般に市販されているカタログ品、規格品を購入している場合は、製造委託に該当するか。
　また、これらの部品について、一部仕様変更をメーカがあらかじめ定めたオプション（カタログのオプション等）の範囲内で行うことが可能な場合に、オプション範囲内で仕様を指定している場合はどうか。

　メーカが不特定多数の顧客に広く販売しているようなカタログ品、規格品等をそのまま購入することは、下請法の対象とはならない。
　予め不特定多数の顧客を見込んで生産するものは、いわゆる「下請」ではないし、例え注文のキャンセルを受けても他に転売することが可能であり、受託者が不利益にならないからである。
　ただし、カタログ等に記載されている場合であっても、広く一般に市販されていないもの、または汎用性が低く受託者が受注後生産を開始するようなものであれば製造委託に該当する。
　また、メーカが予めアイテムを設定しているオプションを加える場合は、オプション付きの状態で広く一般に市販している場合を除き、製造委託に該当する。

◆ 2 次のような物品を購入する場合、下請法の製造委託に該当するか。
①　カタログには記載されてはいないが、仕様やメーカが同じで多数の企業が購入している物を購入している。
②　鋼材の幅、スリット済フープ幅、合成樹脂の色、金属部品の一部寸法等の選択仕様取引のように、メーカが自社の規格を複数作成し、その中から親事業者に選択させて取引している。
③　メーカに対して市販の電線を切断の上、末端の被覆をむいて納入させている。

①　カタログに記載されていなくても、広く一般に市販されているものの中から選択し、購入する場合は製造委託には該当しない。
②　カタログ等にいくつかの標準規格が掲載されており、広く一般に製造販売されているものの中から選択し、購入する場合は製造委託には該当しない。
③　市販の電線を一定の寸法に切断する、あるいは端末の被覆をむくという依頼は製造委託に該当する。但し、メーカが一定の寸法で切断し、端末の被覆むきをしたものを広く一般に販売している場合は、市販品の購入となり、製造委託には該当しない。

１．１．２　ソフトウェア等情報成果物、情報処理

◆ 3 エレベータに組み込まれるソフトウェアの作成を依頼するのは「製造委託」となるか。

　エレベータのオペレートに関するソフトウェアは、それ自体エレベータ本体に組み込まれるものであるが、ソフトウェア自体は「情報成果物」に該当し、別途ハード製品に組込まれるものであってもソフトウェア自体の作成委託は「情報成果物作成委託」として、下請法の適用を受ける。
　なお、ソフトウェアをハード製品に組み込む作業は「製造委託」として下請法の適用

を受ける。

◆ 4 **ソフトウェアの取扱説明書の内容の作成とその印刷の委託を併せて行うというような、情報成果物作成委託と製造委託を同時に行った場合、下請事業者を画する資本金基準はどう判断すればよいのか。**

「3 億円又は1千万円」の資本金基準を用いる取引（製造委託、修理委託並びに政令で定める情報成果物作成委託及び役務提供委託）と「5千万円又は1 千万円」の資本金基準を用いる取引（政令で定めるものを除く情報成果物作成委託及び役務提供委託）が同時に発注された場合には、それぞれの取引ごとに、それぞれの資本金基準をもって本法の対象となるか否か判断される。すなわち、親事業者と下請事業者の資本金額によっては、一方の取引だけが本法の対象となるということがあり得る。ただし、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、いずれかの資本金基準に該当すれば、当該取引は一体として本法の対象となることになる。

◆ 5 **データベースの作成委託は、法2条6項1号の情報成果物（プログラム）作成委託、同3号の情報成果物（文字、図形、記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの）作成委託、政令1条2項一号の役務提供（情報処理）委託のいずれに該当するか。**

1）データベースの作成過程において、データの体系的構成、データ入力手法、データ検索手法、データ出力手法等の設計或いは開発は、法2条6項1号の情報成果物（プログラム）作成委託に該当する。

2）データ入力画面、データ検索画面、ディスプレイ出力画面、印刷出力帳票等の設計は、法2条6項3号の情報成果物（文字、図形、記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの）作成委託に該当する。

しかし、その設計内容を、データベースプログラムを用いて、ユーザが使用可能なアプリケーションとして完成させる作業は、法2条6項1号の情報成果物（プログラム）作成委託に該当する。

3）既に使用可能となっている画面等を用いてのデータの入力は、情報成果物作成委託には該当せず、政令1条2項一号の役務提供（情報処理）委託に該当する。

したがって、「データベース作成」という表現は、通常の場合、1）と2）をまとめたいわゆる「開発」か、あるいは3）のみのいわゆる「入力」か、いずれかに用いられるので、前者の場合は情報成果物（プログラム）作成委託、後者の場合は役務提供（情報処理）委託に該当する。

1．1．3　サービス・作業の提供

◆ 6 **自社の製造部門が工程管理に必要とする管理データをインプットするために、コンピュータへのデータパンチ作業、オペレーション作業を依頼することは、下請法の適用を受けるか。**

自社の工程管理に必要なデータの入力等を委託することは、自家利用する役務であるため、下請法の対象とはならない。

◆ 7 **Ａ工場で製造した半製品を後加工のため、距離の離れたＢ工場へ運搬することを外注に依頼しているが、この運搬は下請法の適用を受けるか。**

運搬・運送は、自社が業として提供している場合に下請事業者へ再委託すると役務提供委託として下請法が適用されるのが原則であるが、例外的に、同一工場（敷地）内における製造工程の一環としての運搬・運送（工程内・工程間の仕掛品等の移動等）は製造委託に該当する。

本事例では、運搬の再委託ではなく、自ら使用する役務であり、また、同一工場内の工程間の運搬にもあたらず、役務提供及び製造委託のいずれにも該当せず、下請法の適用を受けない。

◆ 8 中間・完成品等の検査を、検査業務として専門的に請負させているが、下請法の適用を受けるか。

検査業務が製造工程に場所的に含まれているか、分離しているかにかかわらず、製造工程の一部である中間検査・完成検査は、製造委託に該当する。

部品の受入検査についても、製造工程の一部にあたらないのであれば、製造委託に該当しない。

◆ 9 製品の梱包作業及び半製品の梱包作業を、製造工程から分離した場所で構内外注に依頼している。梱包材料は先方持ちとしているが下請法の適用を受けるか。

完成品または半製品の梱包は製造工程の一部とみなされ、製造委託に該当する。
ただし、完成品について運送のためだけにする梱包は製造工程の一部ではないので対象外である。製造工程からの距離や梱包材料が先方持ちか支給かは判断基準とはならない。

◆ 10 製造工程における清掃・洗浄作業を外部に委託する場合は製造委託になるか。

部品・半製品・完成品の洗浄作業が製造工程の一部を構成する場合には、構内外注・構外の外注委託ともに製造委託に該当する。

一方、生産設備周辺のゴミや汚れの清掃や洗浄は、製造工程の一部ではないので、対象外である。

1．1．4　建設工事

◆ 11 建設業法の対象となる建設工事を委託する場合，下請法は適用されないということだが、直接の工事作業以外、例えば建設工事に必要な建築物の図面の作成や内装の設計、安全養生、現場での交通整理は、どのように判断すればよいか。
また、プレハブ住宅のユニットのように、一部を工場で組立てている場合はどうか。

製造委託及び修理委託においては、「物品」すなわち動産のみを対象としているので、不動産に係る製造行為・修理行為は対象とならない。また、役務提供委託においては、法２条４項の「役務提供委託」の定義のなかで、「建設業法第２条第２項に規定する建設業」「を営む者が業として請け負う建設工事（同条第１項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く」ことを明記しており、建設工事に係る下請取引には下請法は適用されない。

しかしながら、例えば建売住宅の設計や内装設計を他の事業者に委託することは情報成果物作成委託に該当し、下請法の適用を受ける。

１．１．５　修理、メンテナンス

◆ 12 **販売したコンピュータ、計測器等の保証期間内の修理業務を修理業者に委託しているが下請法の適用を受けるか。**

保証期間内のユーザに対して行う修理は、事業者が業として請け負う物品の修理に該当し、これを委託することは修理委託として下請法の適用を受ける。また、保証期間終了後の修理であってもこれを業として請け負って他の事業者に再委託することは修理委託に該当する。

◆ 13 **販売したコンピュータ、計測器等の保守、メンテナンスを自社で行うとともに、外部の保守会社にその一部を再委託している。保守会社には定期点検および簡単な修理（部品の交換等）を委託しているが、下請法の適用を受けるか。**

当該事例のような対価の支払が定額の保守の委託は、部品の交換等を含めて役務提供委託に該当する。

１．１．６　自社利用・自社消費

◆ 14 **Ａ社ではプラスチック成型品を組み込んだ製品の生産を行っている。Ａ社内のどの事業所にも金型製造部門は存在しない状況下で、Ａ社として外注先Ｃ社にプラスチック成形用金型の設計製作と成形部品の注文を別々に実施した場合、金型の発注は下請法の適用を受けるか。**

本事例のように半製品の製造を行うために使用する金型については、業としているかどうか、社内に製造能力があるかどうかを問わず、製造委託として下請法の適用対象となる。

従って、上記事例においては、金型も成形部品も、ともに製造委託の対象となる。

◆ 15 **自社で使用する事務用品例えば社名入りの伝票、事務用封筒、宣伝パンフレット等の印刷を外注する場合、あるいは雑貨品を納入させる場合は製造委託となるか。**

自社内で利用または消費する事務用品等について、規格品であって、汎用性が高く、広く一般に市販されているものの購入は、製造委託には該当しない。

しかし、規格品であっても、その一部でも自社向けの加工をさせたものや非規格品の購入の場合は、反復継続的に自社内で製造を行なっていれば製造委託に該当し、反復継

続性がなければ製造委託には該当しない。

◆ 16 自社の製造設備の修理に使用する部品を下請事業者から購入した場合、下請法の対象になるのか。

自社生産設備の修理であり、当該設備を自社で修理している場合で、かつ仕様を指定した部品の購入は下請法対象となるが、自社で修理していない場合や汎用品の購入は下請法対象にならない。

◆ 17 代理店などの店頭に展示用として無償で提供する携帯電話等のモックアップ（模型）の作成を委託する場合には、製造委託に該当するか。

モックアップを自社で反復継続的に製造していなければ、製造委託に該当しない。

◆ 18 親事業者のＡ部門（社内のシステム部門）は自社で使用するソフトウェアの基本構想の設計や個々のシステム間の調整等を行っているが、具体的なソフトウェアの作成については他の事業者に委託している。また、Ｂ部門では社外のソフトウェアの受託開発を行っており、Ａ部門が外部に作成委託するソフトウェアと同種のソフトウェア開発も行っている。この場合、Ａ部門が下請事業者に委託するソフトウェア作成は下請法の対象となるのか。

「業として」行っているか否かの判断は法人単位で行われる。従って、Ｂ部門における社外ソフトウェアの受託開発業務は、法人としてソフトウェアの作成を「業として」行っていると判断され、Ｂ部門で開発・作成するソフトウェアと同種のソフトウェアをＡ部門が他の事業者に委託する行為は下請法の対象となる。

◆ 19 当社は会計ソフトの製造・販売を行っている事業者であるが、今回、社内人事部門で使用する就業管理ソフトの開発を外注することになった。この場合、就業管理ソフトの外注行為は下請法の対象となるのか。

社内にソフトウェア開発部門があっても、実際に作成を委託するソフトウェアと同種のソフトウェアを作成していない場合は「事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行っている」とは判断されないため、下請法の対象とはならない。

◆ 20 簡単な社内文書の英訳を通常は社内で行っているが、稀に社内文書でも専門的な内容のものや高度な知識を要するものは社外に委託することがある。下請取引に該当するか？

翻訳の委託は、情報成果物の作成委託に該当するが、本事例の場合において専門的な内容のものや高度な知識を要する社内文書の翻訳を反復継続性して行っていないのであれば、下請法の適用を受けない。

◆ 21 産業廃棄物処理は、下請法の対象取引となるのか。

自己が排出した産業廃棄物の処理は、自ら用いる役務であり、下請法の対象とはならない。売却または原材料部品等への再利用のために再生・加工などを委託すれば、製造委託であり、下請法の適用を受ける。

◆ 22 安全規格の取得にあたり、外部の認可が必要であるため、民間の試験所に試験を委託した場合、下請法の適用を受けるか。

自社の安全規格の取得の為に行われる製品の評価試験は、自ら用いる役務であるので、役務提供委託には該当しない。

1．1．7　商社経由取引

◆ 23 ①取引先である大手メーカ（資本金４億円）より、営業本部を分離独立させて設立した商社（当該メーカ 100%出資、資本金１千万円）と取引してほしいといわれたが、この商社を経由した取引は下請法の適用を受けるか。
②大手メーカが、資本関係のまったくない独立系の中小商社（資本金１千万円）を指定した場合、その商社を経由した取引は下請法の適用を受けるか。

①、②いずれのケースについても、大手メーカが商社を取引窓口として指定した場合であり、形式的な介在にすぎないのであれば、大手メーカとの取引が下請法の対象となるかを判断することになり、資本金区分に該当しなければ取引としては下請法の対象外である。しかし、商社が製造委託等の内容（製品仕様、下請代金の額の決定等）に関与している場合には、大手メーカが商社に対して製造委託等をしていることとなり、資本金区分を満たすため、当該取引において商社が下請事業者となり、下請法の適用を受ける。また、商社と外注取引先の間で資本金区分を満たす場合には、当該取引において商社が親事業者となり、外注取引先が下請事業者となるが、本件は商社が資本金１千万円であるため、資本金区分を満たさず、下請法の適用を受けない

1．2　取引事業者の属性による適用範囲

1．2．1　取引範囲〔資本金区分・トンネル会社〕

◆ 24 資本金３億円超の企業Ａが、資本金３千万円の 100%出資子会社のメーカＢ社に製造委託し、Ｂ社は、Ａ社からの製造委託の金額の 80%を資本金３千万円のメーカＣ社に再委託している。この場合、どことどことが下請取引となるのか。

Ｂ社は、Ａ社からの製造委託の金額又は量の 50%以上をＣ社に再委託しており、Ｂ社がＡ社のトンネル会社とみなされる。そのため、Ｂ社が親事業者となり、Ｃ社が下請事業者となる。尚、Ａ社とＢ社の間も下請取引となるが、親子企業間の取引となるため、運用上問題としていない。

◆ 25 資本金３億円超の親会社が、資本金１千万円の関連会社（出資は20%以下）に製造・修理委託し、当該関連会社はこれを資本金１千万円の下請会社に再委託している。この場合、下請法が適用されるか。

親会社が子会社の経営支配権または役員(過半数以上)の派遣等を行い、実質経営支配権をもって運営している関連会社はトンネル会社とみなされて下請法の適用を受ける。

トンネル会社であるか否かは、単に資本出資比率のみをもって判定されるものではなく、次の要件(1)と(2)を同時に満たせばトンネル会社として、関連会社は親事業者とみなされる。

(1)親会社による支配関係がある（以下の①、②、③のいずれかに該当する）
- ① 関連会社の議決権の50%以上を保有している
- ② 関連会社の過半数の常勤役員が親事業者の関係者である
- ③ 関連会社に対して実質的に役員任免を支配している

(2)関連会社が親事業者から受けた仕事の50%(額または量)以上を再委託している
（一定期間内における取引合計の比率でなく、案件ベースでの比率により判定)

よって、上記問いのケースにおいては、親会社からの出資比率が20%以下であり、役員の派遣関係もないため、この関連会社はトンネル会社とはみなされず、関連会社と再委託先との取引には下請法は適用されないが、親会社と関連会社との取引が下請法の適用をうける。

◆ 26 独占的な技術（特許権、半導体回路配置利用権等）を有する外国の大手企業の子会社Ａ社（日本法人／資本金３億円以下）に対して、資本金３億円超の大企業Ｂ社が製造委託を行った。この場合Ｂ社はＡ社に対して技術的には優越的な地位にはないと考えられるが、このような場合でも、下請法は適用されるか。

下請法は資本金の区分より適用しているものであるから下請法の適用はある。

◆ 27 資本金３億円超の大手メーカＡ社から部品（製造委託品）を購入していたところ、Ａ社が商法上の会社分割により、当該事業を資本金３億円以下の100%出資の子会社Ｂ社に移管した。このような事業再編の結果であっても、当社（資本金３億円超）とＢ社間の取引は下請取引に該当すると判断され、下請法が適用されるのか。

大手メーカＡ社による会社分割によって100%出資子会社Ｂ社（資本金３億円以下）が生じた場合であっても、Ｂ社との取引が製造委託等に該当する場合は下請法が適用される。

◆ 28 当社は100%出資子会社A社に対して部品の製造を委託しているが、当社事業の一部を分割して新しい取引形態になることとなった。
事業分割により出来た当社の100%出資子会社B社が、子会社A社に対して部品の製造を委託する場合は下請法の適用を受けるか。

子会社間同士の取引については、実質的に同一企業内の行為に準ずるものと認められず、資本金区分および取引内容の二つの条件が揃った取引の場合は、下請法が適用される。

◆ 29 A社は資本金１００億円の家電メーカであり、鉛筆メーカB社はA社の１００%出資子会社である。A社が創立１００年記念として特約店、従業員他に無償配布する鉛筆（非売品）を１０万本作成するにあたり、B社が大規模案件を抱えており納期遵守が困難で、資本関係のない文房具メーカC社に注文することとした。この場合、製造委託となるか。

A社とB社とは別法人であり、A社がC社に自家使用物品である鉛筆の製造を外注する業務について下請法が適用されるかどうかの判断は、B社が業として鉛筆を製造していることに影響されない。
本事例ではA社は自社で業として鉛筆を製造していないので、製造委託には該当しない。

◆ 30 当社（資本金５億円）は、社内で使用する生産設備（当社が仕様を指示したもの）を、資本金５億円の製造業者A社から直接購入している。その設備の修理については、当社としては製造業者A社に直接委託をしたいのだが、メーカ側の意向により資本金１億円のメーカの子会社B社に委託することとなった。明らかにメーカA社の意向による場合でも、当社からメーカ子会社への修理の委託は、下請法対象となるのか。

メーカA社の意向には関係なく、社内で使用する当該生産設備について、社内でも反復継続的に行っている修理を、下請事業者であるメーカの子会社B社（資本金１億円）に委託する場合、修理委託となり下請法の対象となる。
しかし、社内でこの修理を行っていない場合は、修理委託とはならない。

２． 親事業者の４つの義務

２． １　書面の交付義務（第３条）

◆ 31 当社は前例のない試作品の製造委託において、発注日までに下請代金の額を定めることができなかったので、下請代金の額はブランクとし、正当な理由とその決定予定期日を記載して発注した。しかし、下請事業者が注文品の製作にかかった費用の計算を怠り、下請代金の額を決定できなかったため、納期までに補充書面を交付できなかったが、この場合も下請法上、問題があるか。

発注時点で「当初書面」を交付した場合、親事業者には納期日までに「補充書面」を交付する義務があり、補充書面の交付が行なわれないと「発注書面の交付義務」の違反に該当する。

２．１．１　書面(伝票類)の併用について

◆ 32 同一の下請事業者への発注が多品種にわたるため、複数の品種と納期を一覧表（例えば、月間納入予定表）にまとめて一括して注文してよいか。

月間納入予定表あるいはこれと併用で交付されている書面に、下請法第３条の書面の記載事項等に関する規則で記載すべきとされている事項の全てが含まれていれば問題はない。

◆ 33 製造工程の一部の構内作業を委託している場合の発注書面の交付について、支払方法、下請代金の計算式等あらかじめ合意できる事項を事前に書面で交付し、数量と納期は別途生産日程表を交付することとしてよいか。

下請法上は、事前の書面と生産日程表を総合して、記載すべき事項を全て含んでいれば発注書面の交付と認められる。ただし、それら書面間の関連付けの文言を記載しなければならない。

２．１．２　単価未決定の発注について

◆ 34 発注時には単価を記載していない注文書を交付しているが問題ないか。

下請事業者に対し製造委託等をした場合には、下請法第３条等で定められた下請代金（単価・金額、消費税等金額を含む）その他の事項をすべて記載した発注書面を交付することが義務付けられており、その内容が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、下請代金を記載せずに発注書面を交付することは認められず、下請法違反に該当する。

◆ 35 ①試作品であらかじめ単価が決められない場合、概算単価で発注をしてよいか。
②概算単価を 10,000 円に決めておき、後で 11,000 円と定めた場合、正式単価 11,000 円による注文書の再発行は必要か。

① 単価を決められないことについて正当な理由がある場合には単価を記載せずに当初書面を交付することが認められている。この場合、正式な単価でないことを明示した上で概算単価を記載したり、「０円」と表記すること等についても同様に認められる。
　ただし、下請代金の額等が定められない理由及びそれを定めることとなる予定期日を当初書面に記載し、単価確定後には、直ちに、正式単価を記載した補充書面を交付しなければならない。

② 概算単価を記載した注文書が当初書面となり、正式単価が確定した後には、直ちに、正式単価を記載した補充書面を交付しなければならない。

◆ 36 製造リードタイムを考えると注文書を出さなければならないが、価格交渉の遅延により、発注の時点では下請代金の額を決定できない。近日中に単価を決められる見込みであるが、「納期までに単価を決めて通知する」と注文書に記載し、単価を記載しないことは認められるか。

本事例においては、下請代金の額が決定できないのは、価格交渉の遅延のためであり、下請代金の額が決められない正当な理由には当たらない。従って、下請代金の額を記載しない当初書面による発注は認められない。
仮に、下請代金の額が決められない正当な理由がある場合であっても、下請代金の額の決定予定時期を一律または自動的に「納期日」とすることは認められない。

◆ 37 算定方法が認められる「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合」とはどのような場合か。

「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情」とは、下請代金の額として正式単価を具体的な金額で記載することが困難な場合であり、具体的な金額で記載することができる場合には算定方法による記載は認められない。
「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合」とは、例えば、次のような場合である。
①原材料費等が外的な要因により変動する場合
②プログラム作成に従事した技術者の水準によって予め定められている時間単価等に応じて支払われる場合
③一定期間における役務の種類及び量に応じて支払われる場合（ただし、単価が予め定められている場合に限る）

④給付に関連して発生する費用（交通費、通信費等）を実費で清算する場合

２．１．３　生産情報の提供と内示について

◆ 38 以下のような生産計画の提示は、下請事業者に対する注文とみなされるか。
(1) 年に１～２回開催する生産動向説明会等で親事業者の生産動向を説明する場合
(2) 親事業者の生産計画を提示する場合
(3) 参考情報として、発注予定数量を提示する場合

(1)　このような生産動向の説明は、それが直接、下請事業者の製造に結びつかないと考えられるので、注文とはみなされない。
(2)　製造リードタイムから考えて下請事業者の部材手配および製造着手につながる場合、親事業者の生産計画の提示であっても事実上の発注とみなされる。
(3)　上記(2)に同じ。

なお、事実上の発注とみなされる場合は、「参考情報」等の表示があったとしても単なる情報としては取り扱われない。

２．１．４　書面の交付時期について

◆ 39 電話で注文をして、後日 3 条書面を交付する方法は問題ないか。

電話のみによる発注は、書面の交付義務違反となる。緊急やむを得ない事情により電話で注文内容を伝える場合は、「注文内容について直ちに注文書を交付するので、これにより確認されたい」という趣旨の連絡をする必要がある。この場合、直ちに 3 条書面を交付しなければならないことは言うまでもない。

◆ 40 FAX で注文書を交付することは認められるか。

受信と同時に書面に出力されるFAXへ送信する方法は、注文書の交付と認められる。

２．１．５　書面未交付、事後交付

◆ 41 長年の慣行で３条書面なしに電話で注文しているが、問題ないか。

電話のみによる注文は、長年の慣行であっても３条書面の交付義務違反となる。なお緊急やむを得ない場合でも「注文内容について直ちに注文書を交付するので、これによりご確認ください」という趣旨を電話の中で伝え、電話後直ちに３条書面を交付しなければならないことは言うまでもない。

◆ 42 継続的に発注している部品について価格見直し期間中に製造等を委託する場合には、価格が決まっていないことから電話等による口頭で発注することにしているが、このやり方は問題ないか。

下請事業者へ製造等を委託する際には、下請法第３条等で定められた事項をすべて記載した発注書面を交付することが義務付けられており、価格交渉中であることを理由に、下請代金を記載せずに発注書面を交付することや本事例のように、発注書面を交付せずに電話等で口頭発注することは認められず、下請法違反に該当する。

２．２　書類の作成・保存義務（第５条）

２．２．１　作成・保存すべき書類（含む：電磁的記録）

◆ 43 ５条規則に定められた記録の作成・保存はどのようにすればよいか。

記録の作成・保存については、５条規則に作成・保存すべきこととされている事項が記載されており、それらが複数の書類にまたがっていたとしても下請事業者別に系統的に把握できるようになっていれば問題ない。

注文書については、注文書に記載されている事項が記録されていれば、注文書の控えであるか一覧表の形式であるか、様式は問わない。

また、「支払方法等について」の書面の保存については、下請事業者に交付した書面の写しをそのまま保存するか、定型書式と送付先リストを保存する。その他の書類は、原本または控えをそれぞれ保存すればよい。

◆ 44 下請法第５条に関して、作成、保存すべき書類を例示してほしい。

書面に記載（又は電磁的に保存）して保存しなければならない具体的な項目は、１６項目ある。

保存すべき書類を大別すると、以下の９つである。

(1)　取引の開始
　①支払方法等について（控）
　②一括決済に関する契約書
　③電磁的発注に関する下請事業者からの承諾書
　④一括決済方式で支払う場合の債権譲渡承諾書

(2)　仕様の提示
　購入仕様書、図面等（控）

(3)　価格の決定
　ボリュームディスカウントに基づく割戻金に関する合意書面

(4)　発注
　①注文書（控）または契約書（当初書面及び補充書面を含む、下請代金の額を算定方式とした場合には算定方式を記載した書面）
　②下請代金の額を算定方式とした場合には算定方式に基づき確定した金額を通知する書面

(5)　部品支給
　有償支給に関する書類

(6)　納品
　①納品書・作業報告書
　②下請事業者からの納期延期申請書

(7)　受入検査
　①検査票、不良通知書、不具合連絡票、特採通知書等（控）
　②受入検査基準書
　③検査委任契約書
　④瑕疵担保に関する取決め（親事業者とその顧客との取り決めを含む。）

(8)　検収
　買掛金計上通知書（控）

(9)　支払
　①支払通知書、手形発行明細書（控）

②下請代金の増減額と理由を記載した書類

２．２．２　電磁的記録による保存について

◆ 45 電子発注を行っていたところ、下請事業者の電子計算機がダウンした。その時に親事業者は注文書を書面で発行しなければ、書面交付義務違反となるか。又、その時の費用は。

本事例の場合、下請事業者からの書面交付の要請の有無を問わず、書面で注文書を発行しなければ書面交付義務違反にあたる。

なお、書面の発行に伴う費用は親事業者の負担となる。

◆ 46 下請事業者がペーパーレス受発注をやめたいという申し出があった時、ペーパーレス受発注を継続するよう強く要求することは、下請法上問題となるか。

「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」では、電子受発注に下請事業者が承諾していることが要求されている。

従って、下請事業者が電子受発注を辞める旨の意思を表示した場合に、取引の数量を減じ、取引を停止し、取引の条件又は実施について不利益な取扱いをすること等を示唆するなどペーパーレス受発注の継続を余儀なくさせることは、下請法上問題となるおそれがある。

◆ 47 下請事業者とEDI取引している場合に、システム的に電子データ上の単価・金額欄に、算定方式が記載できないが、どうすればよいか。

EDI取引を実施している場合においては、「算定式」を事前に合意し、別途書面（または電子ファイル）により通知し、EDIの電子データ上は、単価区分の記号等を用い、算定式を記載した書面を別途交付している旨明示しておけば問題ない。

２．３　下請代金の支払期日を定める義務（第２条の２）

◆ 48 前月の21日から当月20日までの納品分を当月20日で締切り、支払期日を翌月末日とする場合、支払期日の定め方として問題があるか。

実際の納入日が毎月21日から月末となるものは、この支払制度では翌々月末日に支払われ、受領日から60日を超える日を支払日と定めたことになり、受領日から60日以内に支払期日を定める義務に違反する。

３．親事業者の１１の禁止事項

３．１　受領拒否の禁止（第４条第１項第１号）

３．１．１　短納期発注について

◆ 49 下請事業者とは、当初、発注日の１週間後を納期としていたが、急遽計画が変更となり、下請事業者に発注日から２日後に納入するように申し入れた。下請事業者からは、従業員の都合がつかないことを理由に断られたが、客先の都合であるため再度要請した。下請事業者は従業員を残業させて間に合わせようと努めたが期日までに間に合わなかったので、納期遅れを理由として受取を拒否したが問題ないか。

本ケースでの納期遅れは、無理な納期を指定しているものであり、下請法第４条第１項第１号で言う「下請事業者の責に帰すべき理由」とは認められず、「受領拒否」に該当する。

３．１．２　注文取消について

◆ 50 当社の顧客から製品の注文取消しを受けたため、下請事業者への部品の注文を取り消したいが、下請法上問題となるか。

顧客からの注文取消が原因であっても、下請事業者への注文の取消は、下請法上は受領拒否または不当な給付内容の変更にあたる。

したがって、既に発注した完成品については受領して下請代金を支払わなければならず、仕掛品等については、以下の対応をしている場合には、違反とはならない。

・下請事業者に連絡し、取消の合意を得ること。
・取消による下請事業者の実損（部品材料代金、加工費用、廃棄に係る費用等）を補填すること。
・これらについての記録を残しておくこと。

なお、下請事業者への注文の取消の原因が、上記の例のほか需要変動、設計変更など親事業者の都合による場合は、同様の解釈と対応が必要である。

３．１．３　納期指定の延期について

◆ 51 発注書面に指定された納期に指定納品場所に持ち込んだところ、「今日は受け取れない」といわれた。この親事業者の対応は問題になるか。

発注書面の納期指示に従い納品があった場合、親事業者が受領を拒むことは認められない。注文と異なるものや、瑕疵のあるものが納品された場合には下請事業者に責任があるので受領を拒否できるが、本事例は親事業者の都合による受領拒否であり、下請法に違反する。

◆ 52 検査作業が遅れている、スペースに余裕がない等の理由で親事業者としても物理的に受領できない場合に納期を延期できるか。

これらの理由はいずれも親事業者の都合によるものであるから、納期を延期することは、下請法上、受領拒否に該当する。

なお、下請事業者の合意を得て納入場所を下請事業者の倉庫へと変更し、下請事業者

を占有代理人として注文品の保管を依頼した場合には、物理的な物品の受領がなくとも下請法上受領したことになる。

したがって、この場合、発注書面に記載された納期日及び支払方法に基づいて下請代金を支払うことはもちろん、保管にかかる追加費用を別途下請事業者に支払う必要がある。

◆ 53 納期前に納品された場合にどのように対処したらよいか。

下請法上、納期とは確定期日とされており、納期日前に納品されても親事業者には受け取る義務はなく、受取を拒んでも受領拒否とはならない。

この場合でも、実務上は給付を受け取ることがある。このとき、特に預かりとすることなく物品を受け取ると下請法上の受領になる。

従って、給付を受け取った日から起算して 60 日以内に下請代金を支払わなければならない。

なお、給付の受領ではなく、預かり扱いとするためには、下請事業者に対し、預かりである旨伝え、納入された物品を「仮受領品」として親事業者の資産とは区分して管理のうえ納期まで保管し、注文書に記載された支払期日に下請代金を支払えばよい。

◆ 54 下請事業者が納品に際して納品書、出荷検査成績表等を添付してこない場合に受領を留保できるか。

物品の納入がある以上、親事業者は受領を拒否することはできない。

◆ 55 下請事業者に金型の製造を委託したが、自社では、技術的に製造することは難しいので、取引をキャンセルしてほしいとの申し出があった。この場合、発注を取り消すと、下請法違反となるのか。

下請事業者からの要請により発注を取消すことは問題ない。

３．２　下請代金の支払遅延の禁止（第４条第１項第２号）

３．２．１　支払期限の判断基準について

◆ 56 納品締切制度を採用しており、当月末日納品締切、翌月末日支払となっているが、大の月、小の月の関係から受領後 61 日目、あるいは 62 日目に支払う場合が生じる。このような場合には支払遅延に当たるのか。

月単位の締切制度を採っている場合には、大の月、小の月を問わず１ヶ月を 30 日と換算する運用がなされており、本事例では支払遅延には該当しない。

◆ 57 下請代金の支払期日が銀行の休業日に該当する場合、支払期日を休み明けに繰り下げることは認められるか。

支払期日が土曜日又は日曜日に当たるなど金融機関の休業日に該当する場合、順延する期間が２日以内であって、親事業者と下請事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ合意・書面化されていれば、結果として受領から 60 日（２ヶ月）を超えて下請代金が支払われても問題はない。

なお、順延後の支払期日が受領から 60 日（２ヶ月）以内となる場合には、下請事業者との間であらかじめその旨合意・書面化されていれば、金融機関の休業日による順延期間が２日を超えても問題はない。

３．２．２　法定期間を超えて支払う場合について

◆ 58 下請事業者の合意を得たうえで、当月末日納品締切、翌々月 10 日払（据置期間 40 日）とする支払制度を採用しているが問題はないか。

下請事業者の合意にかかわらず、受領後 60 日以内を超えての支払は下請法違反となり、本事例では、１日に納品された物品の代金の支払いは 70 日後になり、最大 10 日間の支払遅延が生じる。

従って、この支払制度自体に問題がある。

◆ 59 下請事業者からの納品書の提出遅れや納品書の記載不備等に起因して当月内の支払計上処理が完了せず支払が出来なかった。この場合、問題はないか。

納品書の提出遅れや記載不備等にかかわらず、物品の受領から 60 日以内に支払わなければ、支払遅延に該当する。

◆ 60 支払期日に手形を交付せず、手形の満期相当日に現金で支払うこと（いわゆる期日現金支払）は許されるか。

支払期日に手形を交付せず、手形満期相当日に現金で支払うことは、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて支払うこととなり、支払遅延に該当し、本事例のような支払は許されない。

３．２．３　検収締切制度・一括決済方式について

◆ 61 月末検収締切・翌月末支払制度では、当月内に納品されたとしても、検査が当月内に完了しなければ翌月以降の検収・支払対象分と扱われて支払遅延が生じるため、この制度

を採ることは問題があるのではないか。

検収締切制度の採用自体は問題ではないが、受領日から 60 日以内に下請代金が支払われるようになっていることが必要である。

具体的には、検収締切制度では、検査完了時に支払計上されるため、検査期間を考慮した納期設定、検査が納品当月中に未了でも完了時に納品月扱いで支払計上される仕組み（特別支払、月末納品分への納品締切制度適用等）を備えておくことが必要である。

３．２．４　支払手段について

◆ 62 下請代金が小額の場合に郵便切手で支払いたいが、問題ないか。

下請代金は、下請事業者からの納品等に対する金銭による反対給付を意味し、定めた支払期日に下請代金の全額を現金で支払うことが原則となっている。

なお、現在、下請代金の支払手段として認められるのは、現金、銀行振込、小切手、一般の金融機関で割引困難ではない手形、規則等で明示されている一括決済方式による場合であり、郵便切手による場合は、下請代金の大小、下請代金の全部・一部に関係なく認められていない。

３．２．５　継続的な役務提供について

◆ 63 継続的な役務取引で、支払期日はどのように設定することが可能か。

以下の３つの要件を満たしている場合には、例外的に、締切対象期間の末日に役務が提供されたものとして、その日から最長 60 日以内に支払期日を定めることが可能である。

○下請代金支払を月単位で設定した締切対象期間末日までに提供された役務を対象に行うことに関する事前合意と発注書面上での合意内容を明記すること
○発注書面に締切対象期間中の下請代金額（算定方法でも可）を明記すること
○継続的に提供される役務が同種であること

◆ 64　当社が複数の顧客に納入した機器の保守（点検）契約を下請事業者と締結している場合に、保守（点検）の完了した年度末で検収し、年１回の支払としても問題はないか。

年１回の支払とすることは、支払遅延に該当する。個々の役務が提供された日から 60 日以内に支払わなければならない。

◆ 65　ユーザから依頼された当社製品の修理で、ユーザからの電話による問い合わせ対応から修理受付、製品の修理、ユーザへの修理完了品の発送手続きまでの作業を、下請事業者に委託した。一連の作業全体を役務提供委託とし、注文書の代りに契約書を締結し、１ヶ月間に発生した費用を毎月末締で 60 日後に支払う方法は問題ないか。

不具合の確認から修理受付、製品の修理、ユーザへの修理完了品の発送手続きまでの一連の作業を委託することは、修理委託に該当する。

従って、原則として個別の修理毎に注文書を交付しなければならないこととなるが、修理受付業務を併せて委託していることから、親事業者が発注書面の出しようがないという事情に鑑み、本事例の場合には、例外的に、個別の修理毎ではなく委託期間を定めた発注書面の交付が認められる。ただし、修理委託代金の支払は、個別の修理の

完了の日から60日以内に支払わなければならない。

３．２．６　締切対象期間

◆ 66 ソフトウェア等のコンテンツが提供される取引においては、仕様・作業内容等の確認を目的に、作成中の成果物が下請事業者から親事業者へ一時的に提供される場合があるが、このような場合に親事業者はどのような点に注意すればよいか。

下請事業者からコンテンツを受け取ると受領にあたる。ただし、①コンテンツが委託内容の水準に達しているかどうか明らかではない場合であって、②親事業者の支配下に置いたコンテンツの内容が一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領とすることについて下請事業者から事前に合意を得ている場合は、当該時点を受領日とし、親事業者の支配下に置いた時点を直ちに受領日とはしない。

また、一定の水準を満たしているかどうかの確認中に納期が到来した場合には、納期＝受領日として扱わなければならないことに注意を要する。

◆ 67 当社は、顧客に納入した製品の点検等の作業を下請事業者へ依頼しており、作業は顧客の指定する場所で行われ、完了すると報告書が送られて来ますが、報告書の受取日を役務提供日としてもよいか。

報告書の受取日は、役務提供日にはあたらず、実際に作業が完了した日が役務提供日となる。

◆ 68 当社は、顧客から受託した機器の点検業務を下請事業者へ委託している。顧客からこの業務の打切りを告げられたため、下請事業者への業務委託を中止したいが、下請法上、どのような点に注意して対応すればよいか。

下請事業者へ委託した機器点検業務を途中で打切る場合は、打切りを書面で依頼し、その内容及び理由を記録・保存するとともに、下請事業者に生じた費用・実損額等を負担することが必要である。

３．２．７　預託倉庫（コック）方式

◆ 69 当社は、生産ラインをスムーズに動かすため、注文書を発行することなしに自社倉庫内に部品ごとに一定の在庫水準が維持されるように下請事業者に納入を依頼し、下請代金の支払については当社が実際に使用した分を使用した翌月末日に支払っている。このような方式による下請取引は、発注書面の事前交付違反及び支払遅延にあたるか。

本事例のような方式（「コック方式」ともいわれている）による下請取引は、発注書面が交付されていないので、書面の交付義務違反にあたる。また、本事例では、「使用日」を基準に支払を行っているため、月単位の締切制度を採用していて、部品の納入月と使用月が異なった場合は、支払遅延にも該当する。

３．２．８　分割納入による支払遅延

◆ 70 当社（下請事業者）は親事業者からの指示に基づき、同一注文に関わる契約物品を数回に分けて分割納入したが、注文数量全てを納入しないと親事業者の検収が上がらず、代金が支払われない。下請法上、問題があるか。

たとえ分割納入の場合であっても、検収の有無、検収の時期にかかわらず親事業者は契約物品（給付）を受領した日を起算日として、60日以内に定めた支払期日までに代金を支払わない場合は支払遅延に該当し、下請法違反となる。

３．２．９　分割支払による支払遅延

◆ 71	当社資産とする金型の費用の支払を分割（２年間・２４回）して、下請事業者に支払いたいと思っているが、支払遅延に該当しないか。

金型の製造委託に該当し、資本金基準を満たす場合には、下請法が適用される。従って、親事業者は物品を受領した日から起算して６０日以内に定めた支払期日までに下請代金の全額を支払わないと支払遅延となるため、この例は支払遅延に該当する。

３．３　下請代金の減額の禁止（第４条第１項第３号）

３．３．１　発注後の支払条件の変更について

◆ 72	下請代金の支払に手形を交付しているが、下請事業者の要求により一時的に現金で支払うことがある。この場合、金利引きと称して手形割引料相当分を減額してもよいか。

下請取引の開始にあたり、下請事業者との間に支払条件を手形支払と定めている場合は、現金で支払う際に割引料相当額（親事業者の短期調達金利）を減額しても問題とならないが、親事業者の短期調達金利を超えて減額すると、下請代金の減額の禁止に該当する。

３．３．２　端数切捨てについて

◆ 73	下請事業者との間で一旦決定した下請代金を、支払時に下請事業者の合意を得て千円未満の金額を切り捨てて支払うことは、減額になるか。

発注時に決定した下請代金から１円以上を切り捨てて支払うことは、下請事業者の合意を得ていたとしても減額を正当化する理由にはならない。

◆ 74	納入毎あるいは検収毎の下請代金（税抜き単価×数量）に円未満の端数が生じた場合、当該端数を切り捨て処理しても問題はないか。

月単位の締切制度を採用している場合において、その月の支払い総額に消費税・地方消費税を乗じて下請代金を決定することとしている場合には、納入毎あるいは検収毎の下請代金（税抜き単価×数量）を、円未満の端数であっても切り捨て処理することは、下請代金の減額にあたる。

３．３．３　割戻金

◆ 75	合理的理由に基づく割戻金とは、ボリュームディスカウントによるもの以外にどのようなものが考えられるか。

合理的な理由がある割戻金としては、現在のところ、ボリュームディスカウント以外のものは考えられていない。

3．3．4　支給材料を下請事業者が毀損・滅失した場合について

◆ 76　下請事業者に材料を無償支給しているが、下請事業者で加工ミスがあり、材料が使用不能になった。この場合、下請代金より使用不能となった材料の代金を控除してもよいか。また、有償支給の場合はどうか。

無償支給のケースでは、下請事業者の責任で材料が使用不能となった場合に、使用不能となった材料の代金を下請代金から控除（相殺）することは直ちに問題となるものではない。

有償支給のケースでは、使用不能となった材料の代金を直ちに下請代金から控除（相殺）しても有償支給代金の早期相殺の禁止には該当しない。

3．3．5　検査費用を理由とした減額について

◆ 77　検査費用として、代金の一定比率が減額されて支払われることは問題か。

「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず下請代金の額を減額することは違反となる。この例では、親事業者が行なうべき受入検査に要する費用を下請事業者に負担させることになり、下請事業者に責任はないため、下請代金の減額に該当する。

3．3．6　遡及値引きについて

**◆ 78　(1) 当社は毎年２回半期毎に下請価格の改定を行い、各期初に納入される分から適用しているが、問題ないか。
(2) また、下請事業者とは単価を期初発注分から適用することで合意があるが、単価改定交渉が長引き期中で合意した場合も、期初から新単価を適用してよいか。**

下請法上は、親事業者と下請事業者が単価引下げについて合意した時点以降に発注する分に当該引下げた新単価が適用できる。

したがって、(1)のケースの場合、各期初に納入される分であったとしても、単価引下げ合意前に発注したものについてまで新単価を適用して下請代金を減じる場合は、下請代金減額の禁止に該当する。各期初から新単価を適用するのであれば、各期初に納品される分が発注される時点までに新単価を決定しておくことが必要となる。

(2)のケースの場合、合意日以前にすでに発注した分に新単価を適用するわけであるから、改定単価の遡及適用となり値下げの場合は下請代金の減額の禁止に該当する。

◆ 79　当社は、原材料の調達リードタイムの長いものについて、３か月前に下請事業者に注文書を交付している。しかし、親事業者の発注時に比較して下請事業者の原材料の購入時の価格が安くなることがあり、この差額を減額処理したいがどうか。

発注時点で決定した価格を減額して支払うことは、下請事業者に責がある場合を除き下請代金の減額に該当する。

原材料価格が変動する場合は、一定の条件の下、発注時点で「算定方法」により下請代金の額を記載しておき、原材料価格の変動を下請代金に反映させることは可能である。

また、原材料を下請事業者に有償支給することにより、原材料価格の変動を下請代

金に影響させないようにすることも可能である。

3．4　返品の禁止

◆ 80　抜取検査に合格したロットの中から社内組立工程で不良が発見された場合、その不良品の返品は許されるか。

抜取検査の性格上、受入検査でロットとして合格した場合は、そのロット全体が良品として扱われ、ロット合格品に含まれている不良品は、それが後日、社内組立工程等の段階で発見されたからといっても、原則として返品することはできない。

但し、①継続的な下請取引が行われている場合で、②発注前にあらかじめ、直ちに発見できる不良品について返品を認めることが合意・書面化されている場合であって、③当該書面と発注書面との関連付けがなされているときに、④遅くとも、物品の受領後、当該受領に係る最初の支払時までに返品する場合は、当該不良品に限り返品が認められる。この場合、親事業者と下請事業者との間では、合格ロット内の不良品を返品することを前提に下請代金の額について十分な協議が行われる必要があり、これに反し、親事業者が一方的に従来と同様の単価を設定する場合は買いたたきに該当するおそれがある。また、検査を行わないで返品したり、物品を受領後、当該受領に係る最初の下請代金の支払時を超えて返品することは、違法な返品として下請法違反となるので注意する必要がある。

一方、その不良内容が直ちに発見することができない瑕疵である場合には、受領後6か月(一般消費者に6か月を超える保証期間を定めている場合には最長1年)以内であれば返品することができる。

なお、抜取検査については、運用上ロット合格基準を明確にしておくことが大切であり、その基準を変更するようなときは下請事業者に事前に通知しておくことが必要である。

◆ 81　親事業者と下請事業者とで、経時変化のある部品について、予め保管条件や許容できる経時変化値を合意していた。受入検査では合格になったものの、4か月経過した時点で再検査を行ったら、予め合意されていた経時変化値を超えて規格外になった。これらの部品は返品できるか。

親事業者の保管状況が悪いために経時変化が促進された、もしくは親事業者の指図に従って下請事業者が部品を製造した場合など、親事業者の責に帰すべき理由により生じた経時変化であれば返品できない。

本事例が下請事業者の責めに帰すべき理由による経時変化である場合は、経時変化は受入検査では直ちに発見できない瑕疵に該当すると考えられるので、受領後6ヶ月（一般消費者に対し6か月を超える保証期間を定めている場合には当該保証期間に応じて最長1年）の範囲で返品できる。

◆ 82　納期を分割して指定してあるのに、納期が未到来の分まで一括して納品がされた。受領を拒否できるか。

納期未到来の分については、納期が到来するまで受領しないことができる。

◆ 83　親事業者が販売した製品で、消費者に渡った時点で重大な不良が見つかったため、販売店を経由して返品されてきた。原因が下請事業者から購入した部品の瑕疵によるものである場合、納入後１年以上経過しているが返品は可能か。

直ちに発見することができない瑕疵であった場合でも受領後６か月(一般消費者に６か月を超える保証期間を定めている場合は当該保証期間に応じて最長１年)を超えて返品することはできない。

３．５　買いたたきの禁止（第４条第１項第５号）

３．５．１　一律コストダウンについて

◆ 84　当社は取引している下請事業者も多く、製造委託をしている品目が数千点もあり、各下請事業者と個別に品目ごとに単価改定交渉を行うことは事務処理上も大変なため、単価改定に際しては一律に従前単価の〇〇%引きという方式を取っているが、買いたたきに該当するか。

単価改定に際し、一律に従前単価の〇〇%引きというやり方は、買いたたきとなるおそれがあるので改める必要がある。

３．５．２　「買いたたき」と判断される基準について

◆ 85　下請代金の決定に際しては、通常支払われる対価に比べて著しく低い代金とならないよう注意するべきであるが、この「通常支払われる対価」をどのように解釈したらよいか。

「通常支払われる対価」とは、以下の場合をいう。

(1)　同種または類似のものについて実際に行われている取引価格(即ち、市価のこと)をいう。

(2)　市価の把握が困難なものは、それと同種又は類似のものの従来からの取引価格をいう。

３．５．３　指値発注について

◆ 86　指値で下請事業者に注文を出すと、買いたたきに該当するか。

親事業者が一方的に自己の予算単価により通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

下請代金は、下請事業者から見積書を提出してもらった上で十分に話し合い、双方納得のいく額とすることが肝要である。

◆ 87　製品単価の決定に当たり、当社（下請事業者）の提出した見積書は無視されて、親事

業者の言い値で発注されてしまいます。問題ないのでしょうか。

一方的に親事業者が指定する単価により、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある 。

3．5．4　短納期発注について

◆ 88　当初の見積りで納期を発注日の２週間後としていたものの、急遽客先の要求により納入計画が変更となったため、下請事業者に発注日から１週間後に納入するよう申し入れた。当社としては当初の下請単価のまま発注したいが、問題ないか。

本事例のように、納期を短縮し、これによって増加する費用（残業代や作業員の増員等）が発生する場合、下請事業者と協議することなく、下請代金を一方的に当初の単価に据え置くことにより、通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金で発注することは、買いたたきに該当する。

3．5．5　多頻度小口納入について

◆ 89　当社は、従来、週１回であった配送を毎日に変更するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、小口配送により配送頻度が大幅に増加し、運送費等の費用がかさむため、従来の配送頻度の場合の下請単価より高い単価になるとして見積書を再度提出してきた。当社としては、単価据え置きで交渉したいが問題ないか。

納入方法を一方的に変更し、これによって下請事業者の費用が増加するにもかかわらず、親事業者が下請事業者と十分協議することなく、一方的に従来の単価で下請代金の額を定めた場合は、買いたたきに該当するおそれがある。

3．6　購入・利用強制の禁止（第４条第１項第６号）

3．6．1　購入・利用強制の対象について

◆ 90　購入強制の対象となる「自己の指定する物」にはどういうものがあるか。また、利用強制の対象になるものは、どういうものがあるか。

親事業者が下請事業者に購入を強制する「自己の指定する物」には、自社製品や手持ち余剰材料等をはじめ、自動車、家電製品、衣料品、宝石、親事業者の株式、雑誌、土地、建物などがあり、自社以外の商品も含まれる。

なお、品質を一定の水準に保つ等の合理的な理由で行う原材料等の有償支給は購入強制には当たらない。

役務の利用強制には、親事業者が指定する保険、リース、ゴルフ場その他の会員権、インターネットプロバイダなどのサービスが含まれる。

3．6．2　購入・利用強制の判断基準について

◆ 91　親事業者は、このたび、新製品の販売促進を図ることとし、購買・外注担当者を含めて全社員に販売目標数を定めて販売していたところ、下請事業者から当該製品を買わされたとの苦情を受けた。親事業者としては、どのような点に気をつければよかったか。

本事例では、①親事業者の購買・外注担当者は、このノルマを果たすため下請事業者に購入を要請した、②下請事業者は取引に影響を及ぼすおそれを考慮して当該製品を購入した、というものであり、下請法上の購入強制に該当する。

したがって、親事業者は今後、取引に影響を及ぼすこととなる者に購入を要請させないようにする必要がある。

◆ 92	**当社は、取引の際に、インターネットを利用して発注しているが、下請事業者に対し、当社が指定するインターネット接続業者を利用させることは、利用強制となるのか。**

下請事業者が、既に契約しているインターネット接続業者によっても受発注が可能であるにもかかわらず、正当な理由なく自社が指定するインターネット接続業者を利用させることは「利用強制」に該当する。

３．７　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第４条第２項第１号）

３．７．１　支給原材料等の対象範囲について

◆ 93	**下請事業者が原材料等を市中で調達しており、たまたま在庫がきれたときに下請事業者の要請に基づき、親事業者から原材料等が有償支給するような場合がある。このような場合であっても、早期決済の禁止が適用されるか。**

親事業者が下請事業者に対し有償で原材料等を支給した分については早期決済禁止の規定が適用される。

親事業者は、下請事業者の納品内容を確認し自己の有償支給した原材料を使用した物品の支払日以降に有償支給材の代金決済を徹底するなどして、早期決済とならないよう十分注意する必要がある。

◆ 94	**親事業者が自社工場内の製造工程の一部を下請事業者に請け負わせる場合（いわゆる構内請負）に部品等を有償支給することがある。このような場合、当該部品等は自社工場内に置かれ日々加工されていくが、これらも早期決済の禁止が適用されるか。**

親事業者が下請事業者に対し構内請負の形で作業を委託する場合、親事業者が下請事業者に材料を有償で支給する場合があるが、この場合であっても当該有償支給された部品等については早期決済の禁止規定が適用される。

３．７．２　有償支給材料代金の決済方法について

◆ 95	**原材料等を下請事業者に有償支給しているが、当社と当社の原材料購入先の間の代金決済条件に合わせて下請事業者から代金を取立ててもよいか。**

原材料等を下請事業者に有償支給している場合の代金決済条件は、親事業者と原材料購入先の代金決済条件に関係なく、その原材料等を使用した給付に対する下請代金の支払日以降となるように設定しなければならない。

◆ 96	**有償支給材料の代金決済については、下請代金からの控除によらず別途現金等で数ヶ月分一括して決済する方法でもよいか。**

有償支給材料の代金決済の方法として、別途現金等で決済することは問題とならない。

また、決済方法のいかんにかかわらず、有償支給材料の代金決済が当該有償支給材料を用いた給付の下請代金の支払時よりも早期とならなければ、数ヶ月分一括して決済してもかまわない。

３．７．３　制度上の早期決済

◆ 97　材料を当月有償で支給し、熱処理後の納品が翌月となる場合において、当月末では、下請事業者から受取る有償支給材料代金と下請事業者への支払代金を相殺すると、ゼロかマイナス（下請先へ請求）となるケースも発生しているが、問題ないか。

本事例では、原材料等を支給した当月に下請代金から相殺しており、その原材料等を使用した納品に対する支払より早くなっている。親事業者が下請事業者に対し有償で原材料等を支給した場合、その原材料等を使用した給付に対する下請代金の支払日よりも早く、その原材料等の代金を支払わせることは、有償支給原材料等の対価の早期決済であり、下請法違反となる。

３．８　割引困難な手形の交付の禁止（第４条第２条第２項）

３．８．１　割引困難な手形の内容について

◆ 98　割引困難な手形とはどういうものか。

割引困難な手形とは、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形をいい、一般的には手形期間が 120 日（繊維業は 90 日）を超えるものをいう。

３．８．２　手形サイトについて

◆ 99　当社の製品の性質上、販売代金の回収にかなりの期間を要するため、下請事業者に対してもこれに対応した期間の手形を交付してよいか。

自社製品の販売代金の回収状況がどうであろうと、下請事業者に対しては支払期日までに、繊維業については 90 日以内、その他の業種については 120 日以内を手形期間とする手形を交付する必要がある。

３．９　不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第４条第２項第３項）

３．９．１　金銭の提供・購入の要請

◆ 100　ＶＡ／ＱＣ研究会と称して親事業者が下請事業者を組織化し、研究会を名目として会費を徴収されている。また、関係会社（グループ会社）がイベントを行う際には、入場券の購入を要請されるが問題ではないか。

ＶＡ／ＱＣ研究会が実質的に運営されており、その会議運営に必要な金額の徴収で

あり、且つ、参加するか否かを下請事業者が自主的に決定できるような場合は問題ない。しかしながら、会の活動の実体がなく会の運営費として名目上徴収されているにすぎないのであれば、下請事業者を含めて部品・材料の供給業者を組織化し、そのメンバーに会費を課すことは「下請事業者の利益を不当に害する」ものとして「不当な経済上の利益の提供要請」として下請法違反となるおそれがある。

下請事業者へのイベントの入場券の購入要請については、親事業者が、正当な理由がある場合を除き、自己の指定するイベントの入場券を、外注担当者などの取引に影響を及ぼす者をして下請事業者に対し購入を要請する場合には、事実上、購入を余儀なくさせることとなるため、「購入・利用強制」として下請法違反となるおそれがある。

3．9．2　金型図面・設計データの提出

◆ 101　当社は下請事業者に金型の製造委託をし、金型を受領した。金型を受領した後に金型の図面・設計データを提出してもらう必要が生じた場合、下請事業者に無償で提出してもらうことは問題があるか？

不当な経済上の利益の提供要請の禁止に該当する。したがって、図面・設計データの提出が金型の製造委託時の契約内容に含まれていない場合には、金型の製造とは別個の契約として、下請事業者と協議のうえ、当該図面・設計データに相当の対価を支払ったうえで提出してもらうことが必要である。

一方、図面・設計データの提出が金型の製造委託時の契約内容に含まれている場合は、給付の履行として後日金型の図面・設計データを提出してもらうことに問題はない。ただし、図面・設計データを含んだ対価を下請事業者との十分な協議のうえで設定しなければ買いたたきに該当するおそれがある。

3．9．3　労務提供の要請

◆ 102　下請事業者に対して、トラックで当社に納品する途中、近くにある別会社に立ち寄って当社への納入品を積込み、一緒に搬入してほしいと要請した。下請事業者の了解も得ているが、何か問題となるか。

契約外の追加作業を下請事業者に無償で要請している場合は、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。別会社への立ち寄りと、別会社の当社への納入品の積込み・搬入に要する費用を支払うことを、事前に下請事業者と合意し、実際に掛かった費用を全額負担しているのであれば問題はない。なお、継続的に当該作業を要請する場合などは、当該作業は委託の内容そのものと考えられるため、当該作業分を含めた下請代金を下請事業者との十分な協議の上で設定し、当該作業を含めて発注することが必要である。

第２章　親事業者と下請事業者の一層望ましい取引に関するベストプラクティス

我が国情報通信機器産業全体の競争力の維持・向上のために、親事業者と下請事業者が“Win－Win”の取引関係を構築し、取引慣行改善によって収益を向上させ、研究開発・設備投資を促進させようとする取組が一部に見られる。本章では、これら先進的な取組をとりあげ、その普及を促進する。

１．海外の事業者との取引

◆　ある日系メーカーは、製品を海外子会社において製造しており、必要な部品をその海外子会社が直接調達しています。国内の部品メーカーは、海外納入先から、納期を契約より早めるよう急な指示を受けることも多く、作業員の増員など追加費用が発生し、対応に苦慮しています。この日系メーカーでは、そのようなことがないよう、海外子会社に対して是正指導をしています。

例えば，取引先に対し，納期を契約より早めるよう急な指示をすることにより作業員の増員など追加費用が発生することがないよう、海外子会社の親会社は，子会社に対して取引道徳についての監督・指導を行うことが望ましい

２．金型取引

２．１　金型保管費用の負担

◆　量産終了後サービスパーツの注文も少なくなった部品の金型を、下請事業者に保管してもらっている。この場合、保管に掛かる追加費用は両者で協議して決めている。

部品の委託事業者は、金型の所有権が委託事業者・受託事業者のいずれに帰属するかを契約上明確にした上で、必要に応じ、受託事業者と協議の上、金型の保管に必要なコストを負担し、製品製造終了から一定期間経過した金型は委託事業者が引き取るか、廃棄費用を負担した上で受託事業者に破棄させるような取り決めを、製品発注時点で結ぶことが望ましい。

また、取り決めがない金型についても、受託事業者は、製品製造終了から一定期間が経過した金型について受託事業者に引き取りまたは破棄を要請し、委託事業者は金型の必要性を十分考慮した上で、引き取りまたは破棄、若しくは必要なコストを負担した上での継続保管要請を行うことが望ましい。

２．２　図面・ノウハウの流出

◆　下請事業者へ金型を製造委託し受領した後で、下請事業者から金型図面・設計データを提出させ、海外等でその図面・設計データを転用して同じ金型を作ることがある。その場合には、下請事業者の事前了解を得るとともに応分の対価を支払うこととしている。

金型メーカ及びユーザは、経済産業省が発出している「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」（平成 14・06・12 製局第 4 号）を十分に認識し、再度自社の行動が指針に合致しているかを確認することが求められる。

また、不正競争防止法による保護も有効であり、その際は、「営業秘密管理指針」（平成 15 年 1 月 30 日・平成 17 年 10 月 12 日改訂）に示された要件を満たすよう、ノウハウ等を十分に管理しなければならない。

3．原材料価格高騰への対応

◆　ここ数年、鉄・銅・アルミ・ニッケル・貴金属・樹脂等の原材料、燃料費が高騰し、製造原価が急激にアップしました。下請事業者は、板取りの改善、工程の改善等進めておりますが、とても材料費のコスト増加に追い着けるものではありません。そこで、親事業者と値上げに関し十分協議を行い、親事業者と下請事業者が協力してコストアップ要因の吸収、分担を行っています。

取引価格については、下請中小企業振興法に基づく振興基準において、「取引数量、労務費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方式に基づき下請事業者の適切な利益を含むよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定されるもの」とされている

親事業者は、下請事業者の要請に対し真摯に対応することが必要であり、一方、下請事業者側も、積極的に価格の内訳、原材料値上りの影響度、コスト増加吸収のための自助努力の内容等につき十分な説明に務め、双方納得の上で対価を決定することが望ましい。

4．環境管理コストの負担

◆　取引先から、「廃棄物処理規制の強化等により、環境対策に掛かる費用が増えているので、管理費用の増加分を発注価格に上乗せして欲しい。」と相談を受け、協力して対応策やコスト分担を検討しています。

環境に対して配慮すべきことは、当該事業者がその責任と負担において行動すべきものであり、一般取引の場合と変わるものではない。各事業者の全体コストを押し上げているとすれば、それは市場価格として反映されるため、買主＝委託者は、それを甘受することになる。

委託者が特別に管理を求めた事項について、個別に発注価格に反映させるべきことは明らかであるが、事業を営む者の社会的責務として課せられる負担については個別に対応する必要はなく、社会全体の環境管理コストの分担という視点、言い換えれば環境管理コストが転嫁された市場価格を見ながら、対応することが大切である。

5．VA(Value Analysis)成果の配分

◆　下請事業者等取引先から原価低減提案を募集している。提案があった場合は、実現の可能性のあるものについて、下請事業者と一緒に内容のブラッシュアップと具体的な技術的検討を加えたうえで、当社の技術者が品質上の課題の検討と評価確認を行なっている。採用したものについては関係図面等の変更も行ない、新規手配分から適用している。原価低減効果は、夫々の貢献度を評価して、それに応じて下請事業者の取分・親事業者の取分としている。

このような共同で行なう原価低減活動においては、下請事業者としては、その成果（原価低減）全てを親事業者へ拠出する考えではないと考えられる。アイデアの創案は下請事業者によるものの、実現に至るまでには、技術的検討や品質上の確認等の過程が必要になり、親事業者・下請事業者の双方が協力して技術力・労力・設

備等を持ち寄って検討や品質等の評価確認を行なう必要がある。こう言った共同の活動として得られた成果は、各々の負担及び寄与の度合いによって配分することが望ましい。

おわりに

健全な取引慣行に支えられた強靱なサプライチェーンは、我が国の情報通信機器産業の競争力の源泉である。本ガイドラインは、情報通信機器産業の幅広い関係者の参加を得て、集中的に審議し、共通理解に至ったものをとりまとめたものである

本ガイドラインは、情報通信機器産業における取引が適正化され、それに伴い、収益が向上され、研究開発や設備投資が促進し、当産業の競争力の維持・向上につながることを目的としている。

このような目的を踏まえ、本ガイドラインの実効性を担保するためには、まず企業による自主的な取組が求められる。発注側・受注側双方の企業は、自らが行っている日々の取引について、もう一度本ガイドラインを踏まえて再点検し、必要に応じ改善を図っていくことが求められる。

さらに一歩進んで、ベストプラクティス事例に示されたような取引形態を参考にしつつ、競争力強化のために親事業者、下請事業者の双方が連携・協力し、より望ましい取引を実践していくことが求められる。

本ガイドラインが関係者によって最大限に活用・準拠され、情報通信機器産業の更なる健全な発展の礎となることを期待したい。

「情報通信機器分野における下請取引適正化推進会議」 参加団体

(社)電子情報技術産業協会
(社)ビジネス機械・情報システム産業協会
(社)日本電球工業会
(社)電池工業会
(社)日本照明器具工業会
(社)日本配線器具工業会
情報通信ネットワーク産業協会
(社)日本電気計測器工業会
(社)日本電気制御機器工業会
超音波工業会
(社)日本電子回路工業会
(社)日本記録メディア工業会
(社)日本電機工業会
(社)日本冷凍空調工業会